

京都市告示第 52 号

京都市宝が池公園子どもの楽園の指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会から、京都市宝が池公園子どもの楽園条例第3条の規定に基づき、開園時間の臨時変更について次のとおり申請があったので、これを承認します。

平成24年4月26日

京都市長 門川 大作

1 変更期間

平成24年5月5日（土）

2 変更内容

開園時間を30分延長し、午前9時から午後5時までとする。

3 変更理由

財団法人京都市都市緑化協会主催「第47回ちびっこまつり」開催のため

(建設局水と緑環境部北部みどり管理事務所)